府令・省令

○内閣府総務省令第六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第六号中「第一項」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「児童自立生活援助」に改める。

第八条第九号中「又は第三項」を削る。

第三十条中第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）による所得税法等の特例その他の賦課又は徴収に関する事務

第四十八条第七号中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「又は第二項」を削る。

附　則

この命令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第七条及び第八条の改正規定は平成二十九年四月一日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百七十八号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十五号）の施行に伴い、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の規定に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条」を「第九十七条」に改める。

第三十四条の見出し及び同条第一項中「定める」の下に「一日未満の」を加え、同条第二項第一号中「単位」を「時間数」に改める。

第四十条の見出し及び同条第一項中「定める」の下に「一日未満の」を加える。

第八十六条中「及び第七項」を削り、同条を第八十七条とし、同条の次に次の十条を加える。

（法第六十一条第九項の厚生労働省令で定めるもの）

第八十八条　法第六十一条第九項の所定労働時間が短い行政執行法人の職員として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が四時間以下の職員とする。

（法第六十一条第九項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第八十九条　法第六十一条第九項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、法第六十一条第七項の規定による休暇を取得しようとする職員を雇用する行政執行法人の長は、当該職員が雇用される事業所の職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の職員の過半数で組織する労働組合がないときはその職員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる職員の範囲に属する職員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　この項の規定による時間数で法第六十一条第七項の規定による休暇を取得することができることとされる職員の範囲

二　法第六十一条第七項の規定による休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　法第六十一条第七項の規定による休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

（法第六十一条第十一項において読み替えて準用する同条第九項の厚生労働省令で定めるもの）

第九十条　法第六十一条第十一項において読み替えて準用する同条第九項の所定労働時間が短い地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が四時間以下の職員とする。

（法第六十一条第十一項において読み替えて準用する同条第九項の厚生労働省令で定める一日未満の単位）

第九十一条　法第六十一条第十一項において読み替えて準用する同条第九項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）であって、始業の時刻から連続するものとする。

（法第六十一条第十四項の厚生労働省令で定めるもの）

第九十二条　法第六十一条第十四項の所定労働時間が短い行政執行法人の職員として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が四時間以下の職員とする。

（法第六十一条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第九十三条　法第六十一条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、法第六十一条第十二項の規定による休暇を取得しようとする職員を雇用する行政執行法人の長は、当該職員が雇用される事業所の職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の職員の過半数で組織する労働組合がないときはその職員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる職員の範囲に属する職員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　この項の規定による時間数で法第六十一条第十二項の規定による休暇を取得することができることとされる職員の範囲

二　法第六十一条第十二項の規定による休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　法第六十一条第十二項の規定による休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

（法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十四項の厚生労働省令で定めるもの）

第九十四条　法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十四項の所定労働時間が短い地方公務員法第四条第一項に規定する職員として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が四時間以下の職員とする。